



いよいよ、ワシントン条約の会議がはじまります。

今年2004年10月2～14日に、第13回ワシントン条約締約国会議がタイのバンコクで開催されます。それに先立ち、トラフィック イーストアジア ジャパンは、締約国会議に向けて約10回のシリーズでワシントン条約関連情報を各マスメディア関係者の方々に配信することにいたしました。会議に関する正確な情報の入手や取材の参考としてお役立てください。また、ご不明な点や詳細に関してはトラフィックまでお問い合わせください。

●下記の内容を転載する際には、トラフィックジャパンまでご一報ください。

世界中で利用されてきたベッコウ

タイマイの利用

タイマイの甲らは、その模様的美しさのため古今東西で装飾品や美術工芸品に利用されている。



我が国のベッコウの歴史は古く、聖徳太子の時代に中国から貴重品として輸入され、利用されていた。

その後、江戸時代に流行したが、贅沢品であるタイマイを庶民が利用することを禁じた。このときすっぽん（鼈）の甲らで作ったものであればよいとされたためタイマイ玳瑁をベッコウ鼈甲と書き、ベッコウと称するようになったという。

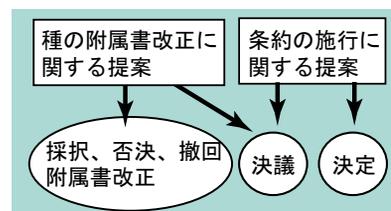
会議での検討議案 (working document) について

ワシントン条約締約国会議は、2つの分科会が同時並行で進む。

- ・ 附属書改正提案の討議 (← 附属書改正提案)
- ・ 条約の施行改善などについて話し合う (← 検討議案)

これらのなかから、**決議** (全締約国が実行する合意事項) や **決定** (特定の国や部門が一定の期間内に実行するもの) がでる。

★第13回締約国会議 (Cop13) では、50の附属書改正提案と、約60の検討議案がでている。



第13回会議でのタイマイ検討議案の内容

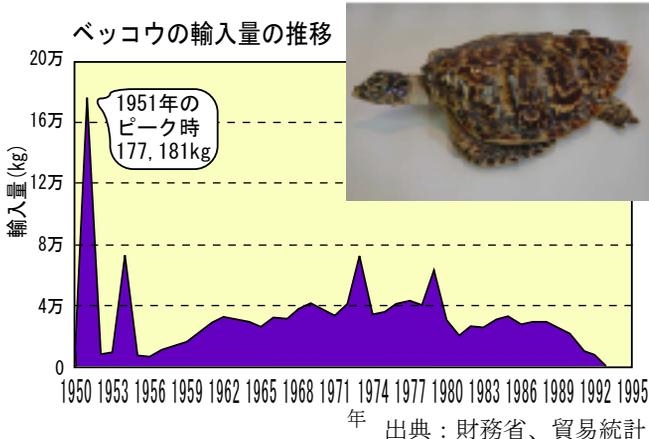
タイマイの保護と持続可能な利用についてあらためて議論すべきであると、条約事務局は「タイマイの保護について」議案を提出。

背景 Cop12 (2002年) の決定で以下が求められていた。
カリブ海地域の実態国会議を開催するための資金提供を募ることや、カリブ海地域諸国は、国内保護計画や在庫管理の改善などの結果報告をおこなう
↓しかし!
事務局の報告によれば、資金は確保できず、関係諸国からの報告もない。

日本とタイマイ

日本の輸入

- ・ 1980年、日本はワシントン条約の施行を開始したが、タイマイは留保した。
- ・ ベッコウの輸入を禁止する前の1992年までに輸入した量は319,001kg (300,944頭分に相当)。
- ・ 1993年以降は、ベッコウの輸入割当をゼロとしたため、輸入は認められていない。
- ・ また、1989年4月28日にタイマイの剥製の輸入を禁止。
- ・ 一方、1994～2003年までに少なくとも18件約4,200kgのベッコウ原料が税関で差し止められた。



タイマイとワシントン条約

1975年以降タイマイはワシントン条約附属書に掲載。当時大西洋個体群 (カリブ広域を含む) は附属書 I に、インド-太平洋個体群は附属書 II に載せられた。1977年に種全体が附属書 I となった。

★ベッコウは1992年まで大量に国際取引され、主に日本に輸入された。

- 1980年：日本は条約に批准/タイマイの附属書 I 掲載を留保。
- 1994年：日本は留保を撤回/ベッコウの商業取引を禁止。
- 1990年：キューバが条約に加盟/タイマイに関しては留保。

Cop7 (1989) ではインドネシアから、Cop10 (1997) と Cop11 (2000) ではキューバから在庫を日本へ輸出する内容を含む附属書改正提案が出されているが、いずれも否決されている。

トラフィックジャパンの
ここに注目 **7**
タイマイの保護は
生息国と消費国の
国内保護体制しだい